

お詫び

平成22年4月登録建築士事務所 開設者 様

本年2月にお送りした事務所登録更新を失念することのないよう注意喚起のハガキ「建築士事務所登録期間満了のお知らせ」に誤りがありましたことを深くお詫び申し上げます。

平成 22 年 → 平成 27 年

更新登録をご希望の場合は本年(平成27年)の手続き期間中に更新登録申請をお願いいたします。

平成27年2月10日
一般社団法人埼玉県建築士事務所協会